

**三重とこわか国体・三重とこわか大会
実行委員会
第4回医事・衛生専門委員会**

別冊資料

- 1 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会
医事・衛生専門委員会 委員名簿 P 1
- 2 三重とこわか国体・三重とこわか大会 各種計画等作成状況 P 2
- 3 第76回国民体育大会 医事・衛生基本方針 P 3
- 4 第21回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針 P 4
- 5 第76回国民体育大会 医事・衛生基本計画 P 5
- 6 三重とこわか国体 医療救護要項 P 7
- 7 第76回国民体育大会 防疫対策要項 P 9
- 8 第76回国民体育大会 食品衛生対策要項 P10

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

医事・衛生専門委員会 名簿

○委員長

令和2年1月29日現在

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
医療関係	公益社団法人三重県医師会 事務局長	加藤 敦央

○副委員長

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
衛生関係	三重県保健所長会 会長	林 宣男

○委員

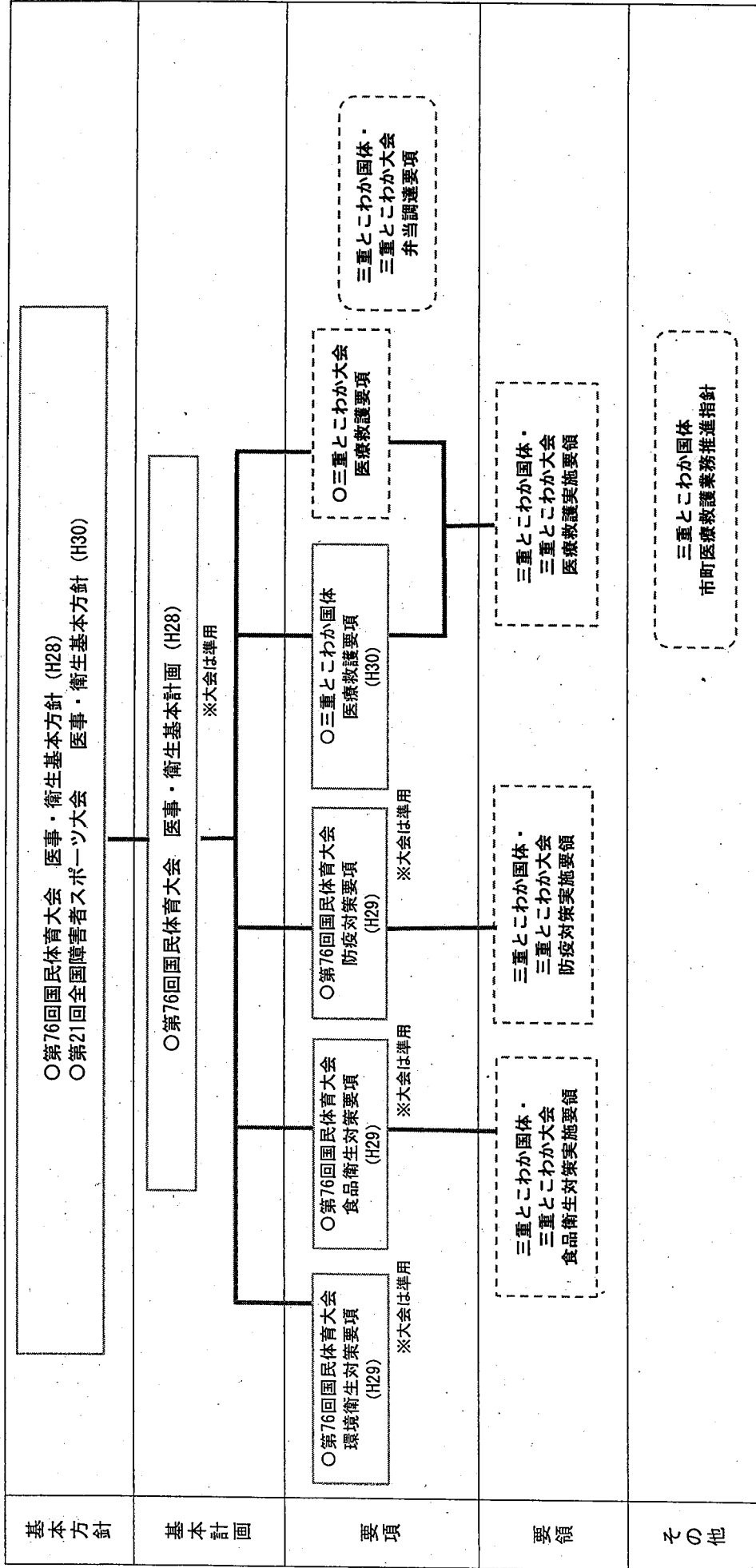
(敬称略、順不同)

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
医療関係	一般社団法人三重県病院協会 事務局長	山下 慎一
	公益社団法人三重県看護協会 常任理事	古田 昌子
	公益社団法人三重県歯科医師会 事務局長	大井 富弘
	一般社団法人三重県薬剤師会 事務局長	神戸 保幸
衛生関係	一般社団法人三重県食品衛生協会 専務理事兼事務局長	海住 康之
県関係	三重県医療保健部地域医療推進課 課長	松浦 元哉
	三重県医療保健部食品安全課 課長	中井 康博
	三重県医療保健部薬務感染症対策課 課長	下尾 貴宏
	三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 課長	有富 啓修

三重とこわか国体・三重とこわか大会 各種計画等作成状況

第1～3回医事・衛生専門委員会にて決定済み

第4回医事・衛生専門委員会にて審議



第 76 回 国民体育大会 医事・衛生基本方針

第 76 回 国民体育大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、大会参加者等が清潔で快適な環境のもとで十分な活躍と観覧等ができるよう、次の方針に基づき実施する。

1 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、医療救護体制を整えるとともに、周知に努める。

2 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防するため、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の向上に努める。

3 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、食品関係施設等の衛生管理体制を整えるとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の向上に努める。

4 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、廃棄物の適正処理、各会場及びその周辺の美化等に取り組むとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の向上に努める。

第 21 回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針

第 21 回全国障害者スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、大会参加者等が清潔で快適な環境のもとで十分な活躍と観覧等ができるよう、次の方針に基づき実施する。

1 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、医療救護体制を整えるとともに、周知に努める。

2 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防するため、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の向上に努める。

3 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、食品関係施設等の衛生管理体制を整えるとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の向上に努める。

4 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、廃棄物の適正処理、各会場及びその周辺の美化等に取り組むとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の向上に努める。

第 76 回 国民体育大会 医事・衛生基本計画

第 76 回 国民体育大会 医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、次の医事・衛生に関する業務を進めることとする。

1 医療救護対策

(1) 医療救護体制の整備

救護所の設置、応急処置の実施及び移送に必要な医療機関の確保等を行い、医療救護体制を整える。

(2) 医療救護体制の周知

広報等を通じ、傷病発生時の患者への対応が適正に行われるよう、医療救護体制の周知に努める。

2 防疫対策

(1) 防疫体制の整備

感染症患者発生時の緊急連絡体制の構築等を行い、防疫体制を整える。

(2) 防疫に関する啓発

広報や講習等を通じ、防疫に関する正しい知識の普及及び意識のより一層の向上に努める。

3 食品衛生対策

(1) 衛生管理体制の整備

食品関係施設等を対象に必要な応じて監視指導等を行い、衛生管理体制を整える。

(2) 食品衛生に関する啓発

広報や講習等を通じ、食品衛生に関する正しい知識の普及及び意識のより一層の向上に努める。

4 環境衛生対策

(1) 廃棄物の適正処理

総合開・閉会式会場、競技・練習会場等における廃棄物の発生抑制に努める。分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行うとともに、リサイクルできない廃棄物については適正な処理を行う。

(2) 会場及びその周辺の美化

総合開・閉会式会場、競技・練習会場及びその周辺等の清掃活動を行い、衛生美化の向上に努める。

(3) 環境衛生に関する啓発

広報等を通じ、環境衛生に関する正しい知識の普及及び意識の一層の向上に努める。

5 その他

上記のほか、医事・衛生に関して必要な業務については、要項等を定め推進する。

三重とこわか国体 医療救護要項（三重県案）

1 趣旨

この要項は、第 76 回国民体育大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本計画に基づき、大会における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施区分

県実行委員会及び市町実行委員会は、次の区分における医療救護を実施する。

(1) 県実行委員会

- ① 総合開・閉会式会場及びその周辺
- ② 県実行委員会主催の大会関連イベント会場等

(2) 市町実行委員会

- ① 競技会場及び練習会場
- ② 市町実行委員会主催の大会関連イベント会場等
- ③ 宿泊施設（転用施設及び国体民泊を含む）

4 実施業務

医療救護業務は、次の事項を実施する。

(1) 医療救護体制の整備

① 救護本部の設置

会場等における医療救護業務の総括、関係各所との連絡調整等を担うため、救護本部を設置する。

② 救護所の設置等

ア 会場等における傷病者の応急処置及び関係医療機関との連絡調整等を担うため、救護所を設置する。

イ 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

ウ 救護所には、救護班及び必要に応じて移動救護班を配置する。

エ 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー及び事務職員等により、必要に応じた編成とする。

③ 応急処置の実施

救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な措置を行う。

④ 救急自動車の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

⑤ 医療機関の確保等

傷病者が発生した場合に備え、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を整備する。

(2) 医療救護体制の周知

傷病発生時の患者への対応が適正に図られるよう、大会参加者等や宿泊施設に対しては、各種通知や案内、ホームページ等の活用により、広域的かつ効果的な周知を図る。

5 その他

(1) 県実行委員会及び市町実行委員会は、それぞれの区分における医療救護の実施に要する経費を負担する。

(2) 救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

(3) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第76回国民体育大会 防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、第76回国民体育大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本計画に基づき、大会における防疫対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第76回国民体育大会三重県準備委員会、会場地市町及び関係機関・団体は、相互に連絡調整を図り、防疫対策を実施する。

3 実施項目

防疫対策は、次の事項を実施するものとする。

(1) 防疫体制の整備

① 緊急連絡体制の整備

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

② 感染症の発生予防

ア 大会参加者等における感染症の発生を予防するため、感染症に関する情報の収集及び提供を実施する。

イ 大会参加者等が利用する宿泊施設及び食品提供施設に対し、従事者等の健康管理や健康診断の励行を図る。

③ 感染症患者の発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、感染症のまん延防止のため、感染症に関する法令等に基づき必要な措置を講じる。

(2) 防疫に関する啓発

① 広報活動の実施

大会参加者等の感染症の発生を予防するため、各種広報物品の作成や配布、ホームページ等の活用により、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

② 衛生講習等の実施

大会参加者等が利用する宿泊施設及び食品提供施設の従事者等を対象に、感染症の発生予防についての周知や衛生講習等を実施する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 新型インフルエンザ等への対策については、県及び市町が別に定める行動計画及びマニュアル等による。

第 76 回 国民体育大会 食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、第 76 回国民体育大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本計画に基づき、大会における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 76 回国民体育大会三重県準備委員会、会場地市町及び関係機関・団体等は、相互に連絡調整を図り、食品衛生対策を実施する。

3 実施項目

食品衛生対策は、次の事項を実施するものとする。

(1) 食品衛生管理体制の整備

① 緊急連絡体制の整備

大会参加者等に食品に関する問題が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

② 衛生管理の徹底

大会参加者等が利用する宿泊施設及び食品提供施設に対し、監視指導を行い衛生管理の徹底を図る。

③ 自主的な衛生管理体制の推進

大会参加者等が利用する宿泊施設及び食品提供施設に対し、自主的な衛生管理体制の促進を図る。

④ 食品に関する問題の発生時の措置

大会参加者等に食品に関する問題が発生した場合には、食品衛生に関する法令等に基づき必要な措置を講じる。

(2) 食品衛生に関する啓発

① 広報活動の実施

食品衛生の向上を図るため、各種広報物品の作成や配布、ホームページ等の活用により、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

② 食品衛生講習等の実施

大会参加者等が利用する宿泊施設及び食品提供施設の従事者等を対象に、施設の衛生的な管理や運営、食品の衛生的な管理方法等についての周知や食品衛生講習等を実施する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。